

令和6年度新たに非課税となった世帯に対する10万円の給付金 及びこども加算についてのお知らせ

1. 新たな住民税非課税・均等割のみ課税世帯への給付金

(1) 対象となる世帯

- ・令和6年6月3日（基準日）時点の世帯の全員が、令和6年度住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯
- ・基準日時点の世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている人に扶養されていない世帯

(2) 対象とならない世帯

・令和5年度非課税世帯への7万円給付、または均等割のみ課税世帯への10万円給付の対象となっていた世帯（未申請や辞退された世帯も含む）※他市町村で対象であった場合も同様です。

- ・他市町村で既に給付対象となった世帯。
- ・住民税が課税されている親族等に扶養されている世帯

(3) 給付額

1世帯あたり10万円

※対象世帯で18歳以下の児童（平成18年4月2日生まれ以降の児童）を扶養している世帯には、こども加算として対象児童1人につき5万円を併せて給付します。

(4) 申請方法

支給対象者には、令和6年9月下旬より順次書類を送付する予定です。

郵送された確認書の内容を確認し、必要事項を記載した上で、添付書類とともに同封の返信用封筒で町に令和6年10月31日までに返信してください。

(5) 振込日

町は到着した確認書を順次受け付け、支給対象世帯として決定した後、原則、世帯主の口座に振込を行います。振込時期は確認書が町に届いてから約1か月後となります。

こんな人は相談を！

以下に当てはまる方は下記連絡先にご相談ください。

- ・対象世帯だと思われるのに10月中旬まで確認書が届かない。
- ・DV等で住民票を動かさず、伊仙町内に避難している方。

伊仙町役場給付金担当係 080-8811-9035

裏面に、こども加算分の説明記載しています。

2. 新たな住民税非課税・均等割のみ課税世帯給付金（こども加算分）

(1) 対象となる世帯

・新たな住民税非課税・均等割のみ課税世帯への給付金の対象となる世帯で、基準日（令和6年6月3日）において、同一世帯となっている18歳以下の児童（平成18年4月2日生まれ以降の児童）がいる世帯

(2) 対象とならない世帯

・ 令和6年5月から7月の間に受給している世帯

- ・ 他市町村で同様の給付金を受給している世帯
- ・ 世帯内の児童が施設等入所児童の場合

(3) 給付額

児童1人あたり5万円。

(4) 申請方法

支給対象者には、令和6年9月下旬より順次書類を送付する予定です
郵送された確認書の内容を確認し、必要事項を記載した上で、添付書類とともに同封の返信用封筒で町に令和6年10月31日までに返信してください。

(5) 振込日

町は到着した確認書を順次受け付け、支給対象として決定した後、原則、世帯主の口座に振込を行います。振込時期は確認書が町に届いてから約1か月後となります。

こんな人は相談を！

以下に当てはまる方は下記連絡先にご相談ください。

- ・ 別世帯であるが扶養している児童がいる。
- ・ 基準日以降に生まれた新生児がいる。

伊仙町役場給付金担当係 080-8811-9035

表面に、世帯給付分の説明記載しています。